

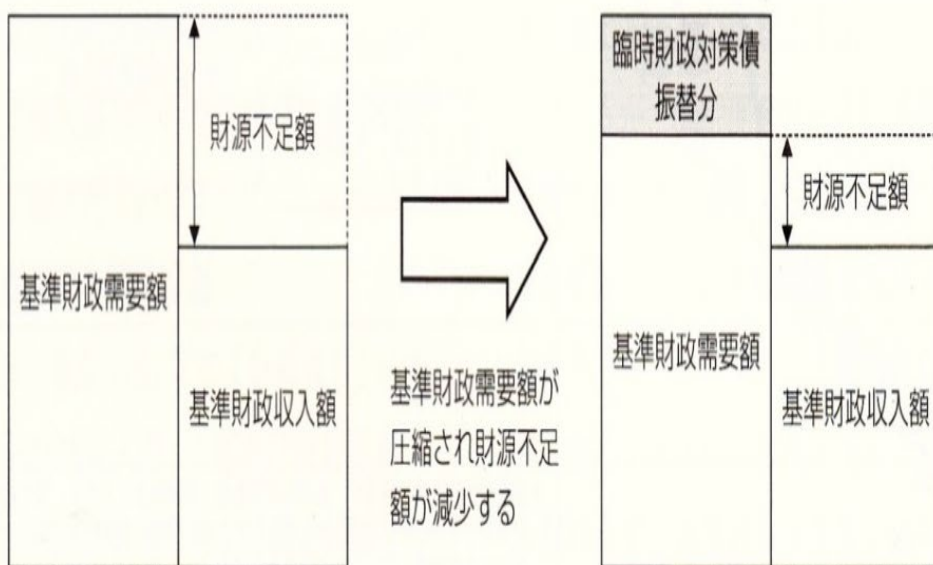
3. 地方交付税と臨時財政対策債

①臨時財政対策債のしくみ

交付税額の算定は、上記方法で行われますが、国は2000年から地方財政計画の財源不足を交付税特別会計借入金によって補てんする方法から、臨時財政対策債の発行による方法に変え、本来の基準財政需要額から臨時財政対策債分を控除したために基準財政需要額は大きく減少しました。

臨時財政対策債の仕組みは以下の通りです。

基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額＝普通交付税という算式が本来であるが、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替えると、その分の基準財政需要額が減り、財源不足額は圧縮される。したがって財政力指数(基準財政収入額÷基準財政需要額)が上がり、交付税交付額が減る。



②臨時財政対策債振替分は、交付税の一部

臨時財政対策債は、上の表で明らかなように本来交付税として交付されるべきお金を自治体の地方債に振り替えるもので、後年度に交付税で全額措置されることになっています。

臨時財政対策債は、地方自治体のナショナルミニマムを保障する機能を果たしている交付税の振替分としての性格を持ち、常識的には全額を一般財源として活用することが前提になっていると考えざるを得ません。

③高まる臨時財政対策債廃止の声

9都県市首脳会議(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は、国に対して臨時財政対策債の廃止を求める意見書を提出しています。国税の一定割合を地方固有の財源として地方に配分する地方交付税特別会計の財源不足は、国税の交付税割合を高めるなど法律通りの対応で財源を確保し、基準通り自治体に交付しなければならないものです。国の対応すべき財源調達を自治体に地方債を発行させて賄うなど本来やってはいけないものであり、当初3年の時限立法として始まったのが恒常化しているのが現状です。

地方の財源不足は、臨時財政対策債による補填ではなく、国から地方への税源移譲や地方交付税の法定率の引き上げで解消することが必要です。

各自治体は、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を、なんにでも使える一般財源として有効に活用することが求められており、同時に、国に対して臨時財政対策債を早急に廃止し、本来の交付税に戻すよう意見を上げていくことが重要です。

4. 交付税制度を利用した政策誘導・中央統制

平成の大合併の際に、地方交付税の合併算定替えや合併特例債など地方交付税制度を使って市町村合併を推進したことは記憶に新しいところですが、今日でも国の政策を推進するために地方交付税制度を使った政策誘導・中央統制が強力に推し進められています。

① 公共施設の再編推進

小中学校の統廃合や公民館などの地域施設複合化など公共施設等総合管理計画に基づく公共施設再編が全国で進められています。2014年には、総合管理計画の策定経費の50%を支援する特別交付税措置を、2015年からは、公共施設最適化事業債を設け、集約化・複合化に対して起債充当率90%、起債分の50%の交付税措置する制度を、そして2017年からは、集約化・複合化にくわえて転用、長寿命化、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、除去事業などを支援する交付税措置を創設しています。

② 地方創生の推進

政府は、2015年地方創生政策を推進するために、「まち、ひと、しごと創生事業費」を創設し、地方交付税の個別算定経費の中に、地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費を新たに設けました。産業活性化や人口増加を図る事業に対しその必要性や成果に応じて交付税を通じて補助される仕組みです。これらの事業費の算定にあたって、補正係数に国が推進する行政改革に努力しているかどうかを反映させたり、産業活性化や人口増加の成果に応じた算定を行い、国の方針に忠実に従えば交付税が増額される仕組みになっています。

③ トップランナー方式

2016年から「トップランナー方式」という新たな算定の仕組みが作られました。「歳出効率化に向けた業務改革出た団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みを推進する」として、民間委託や指定管理制度の導入などを国の方針通り推進した自治体の事業経費を基準財政需要額算定の単位費用としました。国が業務改革を進めるとした事業(23事業)すべてをトップランナー方式の対象とし、2016年度は学校給食、学校用務、本庁舎清掃・案内・夜間警備等、ごみ収集体育館、プール、公園などの管理、庶務業務など16業務に導入しました。図書館、博物館、公民館、児童館等の管理、公立大学運営、自治体窓口業務などは施設や事業の目的や性格、専門性などから関係省庁や関係団体から問題があるとの指摘を受け導入は見送られています。

地方交付税制度は、財政力に格差があっても、すべての自治体で標準的な行政サービスが受けられるように、自治体間の過不足を調整する財源調整機能と保障機能とナショナルミニマムを保障する財源保障機能をもっています。これまで、標準的な財政運営にかかる費用(基本的には全国平均)で算定されていたのを、民間委託や指定管理制度を導入している自治体の経費を基準に算定することになれば、自治体の立場で運営や管理を考えてきた自治体は国の言うとおりに委託や指定管理せざるを得なくなります。

トップランナー方式は、国の掲げる政策を財政誘導によって自治体に実行を迫るもので、財源保障と財源調整を目的とした交付税制度の変質、地方自治を否定し中央集権を強めるものです。